

農業制度資金のご案内

山梨県

山梨県

目 次

○各種資金一覧表	1
○用途別の資金選択フロー	3
○農業近代化資金	4
○日本政策金融公庫資金	7
○山梨県農業災害対策資金・負債整理関係資金	8
○借入申込みから貸付決定までの流れ	9
○農業制度資金の借入にあたっての注意点	10
○農業信用保証保険制度の概要	11
○農業制度資金についての問い合わせ先等	13



各種資金一覧表

～農業経営のためにこんな資金があります～

資金名	ご利用 いただける方	資金使途（代表的なもの）														
		農地			施設 機械	農畜産物 の導入		長期運転資金			新規就農		負債 整理・経営再建	災害等への対応		
		取得	賃借	改良・造成	改良・取得・賃借	果樹・花き	家畜	品種転換	無形固定資産・繰延資産	農薬費・その他	農業技術等の研修	就農の準備		日・災害による基盤被害の復旧	災害による経営資金の借入	災害その他の不可抗力による経営の悪化
農業近代化資金	認定農業者		○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	その他担い手(※１) 認定新規就農者等		○	○	△	△	○									
	集落営農組織		○	○	○	○	○	○	○	○				○		
スーパーＬ資金 （農業経営基盤強化資金）	認定農業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○		
経営体育成強化資金	その他担い手(※１)	○	○	○	○	○	○			△			△			
農業改良資金	みどり認定を受けた農業者等(※２)		○	○	○	○	○	○	○	○						
青年等就農資金	認定新規就農者		○	○	○	○	○	○	△	○		○				
農林漁業 セーフティネット資金	認定農業者（簿記記帳不要）・ 農業者（所得要件のみ合致）・ 認定新規就農者・集落営農組織												△	○	○	○
農業災害対策資金 ※Ｈ２６年度から	自然災害により 被害を受けた農業者 ※市町村長による被害認定が 必要となります。													○	○	○

○は対象となっているもの、△は一部対象となっているものを示しています。

※１「その他担い手」とは？

- ①認定新規就農者（※３）
- ②農業所得が総所得の過半を占める者又は農業粗収益が２００万円以上の者
（法人にあっては１，０００万円以上）
- ③目標地図に位置付けられた者
- ④上記①～③及び認定農業者の経営主以外の農業者
- ⑤上記①～④及び認定農業者を主たる構成員とする任意団体（経営体育成強化資金を除く）
- ⑥一定の要件を満たす集落営農組織
- ⑦農業参入法人（農業近代化資金、経営体育成強化資金のみ）

(あくまで参考ですので、具体的な相談は、別紙の問い合わせ先 (P13) にご確認ください。)(R7年4月1日現在)

貸付利率 (%)	返済期間 (原則) 〔うち据置期間〕 年 (以内)	融資率 (%) (以内)	融資限度額	備 考	主な融資機関等
1.70	15〔7〕	100	個人 1,800万円 法人等 2億円	・無担保、無保証人 (基金協会の保証要) ・目標地図に位置付けられた等の認定農業者は貸付当初5年間の金利負担軽減措置	信連、農協 (株)山梨中央銀行 都留信用組合 甲府信用金庫 山梨県民信用組合
1.70	15〔3〕	80			
1.70	15〔3〕	80			
1.15~1.70	25〔10〕	100	個人 3億円 法人 10億円	・目標地図に位置付けられた等の認定農業者は貸付当初5年間の金利負担軽減措置	(株)日本政策金融公庫
1.70	25〔3〕	80	個人 1.5億円 法人 5億円		
無利子	12〔3~5〕	100	個人 5,000万円 法人等 1.5億円		
無利子	17〔5〕	100	個人 3,700万円 法人 3,700万円		
1.15~1.65	15〔3〕	—	600万円		
無利子	5〔1〕 10〔3〕 ※施設復旧の場合	100	個人 500万円 法人 500万円	・県、市町村で1%を限度に利子補給補助 ・超過利率分は融資機関で負担	農協等

※農林水産省逆引き事典

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input/?domain=M&tab=tab3&area=00>

※2 農業改良資金をご利用いただける方

- ①みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等
- ②農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
- ③米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等
- ④六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者(中小企業者に限る)
- ⑤旧持続農業法の認定を受けた農業者等(経過措置により、なおその効力を有するものに限る)

※3 「認定新規就農者」とは?

新たに農業経営を営もうとする青年等※4であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた者

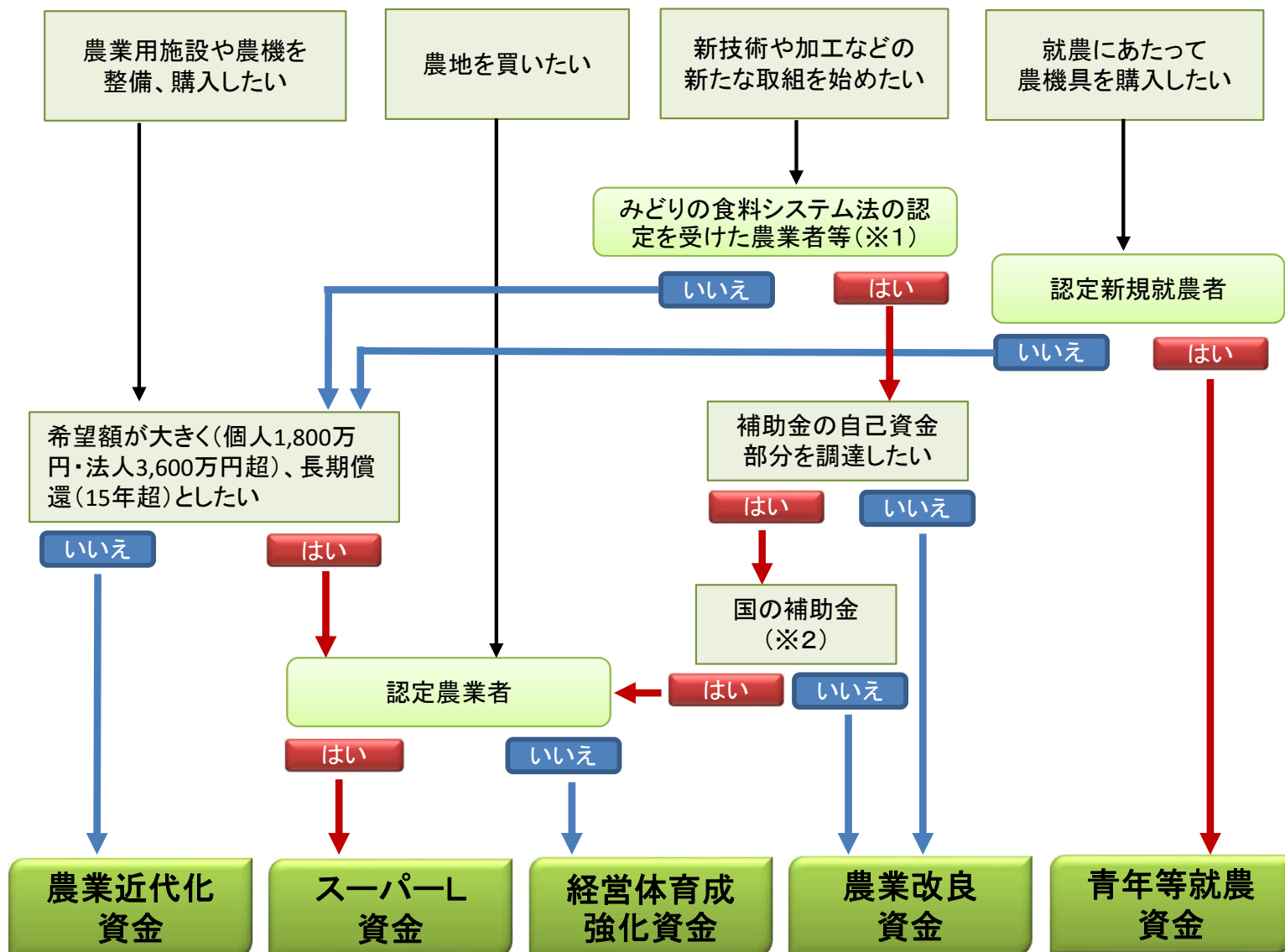
※4 「青年等」とは?

- ①原則として18歳以上45歳未満、または、知識・技能を有する者で65歳未満の者
- ②上記の者が役員の過半を占める法人
- ③農業経営を開始してから一定期間(5年間以内)のものを含み、認定農業者を除く

農業制度資金 用途別の資金選択フロー

資金使途によって利用できる資金の種類が異なります。資金選択の参考として利用してください。

(条件により利用できない場合もあります。必ず事前に相談窓口(問合せ先一覧(P13))にご相談ください)



※1 このほか、農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者などが対象になります。

※2 国の補助金のほか、一部の補助金も対象となります。

※3 上記のフローはあくまで参考ですので、実際は若干異なる場合があります。

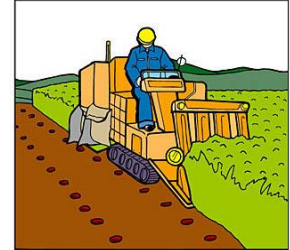
資金の種類	貸付対象事業
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (認定農業者向け)	①農地、施設、機械等の取得費、初期的経営費 ②償還負担の軽減
経営体育成強化資金 (その他担い手向け)	①農地、施設、機械等の取得費、 初期的経営費 ②償還負担の軽減
農業近代化資金	多様な用途がありますので、4ページを参照してください
農業改良資金	①新たな農業部門の経営の開始 ②新たな加工事業の経営の開始 ③農畜産物又はその加工品の新生産方式の導入 ④農畜産物又はその加工品の新販売方式の導入
青年等就農資金 (認定新規就農者向け)	①施設、機械の取得等 ②長期運転資金

農業近代化資金

営農の規模を拡大したり、営農を継続していくために、JAや銀行などから、低利で資金を調達することができます。

貸付の対象となる方

- | | |
|----------------|------------|
| ①認定農業者 | ⑥家族農業経営者 |
| ②認定新規就農者 | ⑦集落営農組織等 |
| ③目標地図に位置付けられた者 | ⑧農業を営む任意団体 |
| ④農業参入法人 | ⑨農業協同組合 |
| ⑤主業農業経営者 | ⑩農業協同組合連合会 |



令和7年4月1日現在

貸付対象事業		貸付利率	貸付限度額等	償還期間 (うち据置期間)
○畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得	施設機械資金 (1号資金)	1.70% ※1 目標地図に位置付けられた等の認定農業者は貸付当初5年間の金利負担軽減措置	〔貸付限度額〕 個人農業者 1,800万円 ・特定の要件を満たす場合は2億円まで可。 法人等 2億円 〔融資率〕 ・認定農業者の特例又は集落営農組織等の特例が適用される場合… 100%以内 ・上記以外の場合… 80%以内 〔無担保・無保証枠〕 ・個人の認定農業者の場合は1,800万円。 ・法人の認定農業者等の場合は3,600万円。 ・その他の農業者の場合は個人1,500万円、法人3,000万円。	〔施設・設備等〕 ①認定農業者 償還期間：15年以内 (据置期間：7年以内) ②認定新規就農者 償還期間：17年以内 (据置期間：5年以内) ③その他の農業者 償還期間：15年以内 (据置期間：3年以内) 〔農機具等〕 ①認定農業者 償還期間：7年以内 (据置期間：2年以内) ②認定新規就農者 償還期間：10年以内 (据置期間：なし) ③その他の農業者 償還期間：7年以内 (据置期間：2年以内) ※上記の期間は原則で、資金用途により償還期間は異なります。
○果樹その他の永年性植物の植栽又は育成	果樹等植栽育成資金 (2号資金)			
○乳牛その他の家畜の購入又は育成	家畜購入育成資金 (3号資金)			
○事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧	小土地改良資金 (4号資金)			
○農地に賃借権等を設定する際の権利金の支払い ○農機具等の借り賃の支払い ○経営規模の拡大、生産方式の合理化等に伴い必要となる農業費その他費用の支払い	長期運転資金 (5号資金)			
○診療施設、水道施設、託児施設、研修・集会施設、老人福祉施設等の造成又は取得	農村環境整備資金 (6号資金)			
○農村における給排水施設の改良、造成又は取得 ○特定農家住宅の改良、造成又は取得 ○水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得	大臣特認資金 (7号資金)			

※1…目標地図に位置付けられた等の認定農業者は貸付当初5年間の金利負担軽減措置(最大2%)を受けられる場合があります。
また、貸付6年目以降から償還終了までは、スーパーL資金と同水準の金利で貸付金利と同水準で融資が受けられる場合があります。

農業近代化資金の融資方法

資金用途や融資金額によっては、通常より簡易な手続きで早期に融資を受けられることがあります。

※詳しくは相談窓口(問合せ先一覧(P13))にお問い合わせください

手続きを簡単にしたい！

早く融資を受けたい！

			通常融資		簡素化(※1)		クイック	
資金用途	農機具・機械の購入・修理		○					
	ハウスの建築・改良・復旧		○					
	果樹等の新改植・育成		○					
	土地の改良・造成		○					
	家畜の購入・育成		○					
	長期運転資金		○		×		×	
利用者	資格要件		認定農業者 認定新規就農者 その他担い手		認定農業者 その他担い手		認定農業者 (※2)	
	年齢	借入時	－		20歳以上			
		完済時	－		融資機関で規定 ※高齢者の場合、融資が受けられない場合がありますが、 農業後継者がいる方は申し込み可能な場合もあります。			
借入金額			個人	1,800万円以内	個人	700万円以内（青色申告をしている場合は1,000万円以内）		500万円以内
			法人	2億円以内	法人	3,000万円以内		
借入期間（据置）			【施設・設備等】15年（7年）以内、【農機具等】7年（2年）以内					
融資可否の回答期間			1ヶ月半程度		1～2週間程度			
融資率			認定農業者 事業費100％・その他担い手 事業費80％				認定農業者 事業費100％	
返済（償還）方法			元金均等（年1～12回償還）					
借入れ金利			融資機関で規定（※3）					
保証機関			山梨県農業信用基金協会					
担保等			原則、個人1,800万円、法人3,600万円までは、無担保・無保証人					

※1 簡素化(経営改善資金計画書の収支計画又は金融機関の所定様式の作成省略)で借り入れをした場合、向こう5年間の間は、簡素化での借入はできなくなります。

※2 直近3ヶ年分で簿記記帳・青色申告を実施していること、過去1年以内に支払いが事実上延滞していないこと、農業所得が赤字だったり、繰越欠損金等がないこと等の要件があります。

※3 国から示された基準金利に対し、県で利子補給を行います。
(公財)農林水産長期金融協会から利子助成が受けられる場合もあります。

山梨県による農業近代化資金の利子補給決定基準等について（抜粋）

○ 事業概要

認定農業者が経営改善を図るために借り入れる農業近代化資金の金利負担を軽減するため、県から融資機関を通じて利子補給を行っています。

○ 留意事項

- ・ 農業経営の近代化に資するものであること
- ・ 利子補給の承認を受ける事業は、県及び市町村の農業振興に関する諸計画に適合するものであること
- ・ 利子補給の承認を受ける事業が農地法に基づく農地転用許可その他行政庁の許認可を要するときは、当該事業が確実に実施されることが見込まれるものであること 等

○ 不適格事項

1 共通事項

- ・ 借入申込対象事業が利子補給の承認前に着手するものであるとき
- ・ 借入申込金額が、借入申込対象事業費に融資率を乗じた金額を超えるとき
- ・ 借入申込金額が原則として20万円未満のとき 等

2 建築物・構築物

- ・ 農産物処理加工施設及び農産物処理加工用機具の改良、造成、復旧又は取得しようとする場合は、当該施設等で処理加工する主たる農産物の原料の過半以上を借入申込者以外の者が生産するとき
- ・ 農舎等の対象施設と住居等の対象外施設を併設するとき 等

3 農業機械・器具

- ・ 対象とする農業機械等が、型式検査又は安全鑑定の対象機種の場合は、型式検査に合格していないもの又は安全鑑定が行われていないものであるとき
- ・ 対象とする特定高性能農業機械の能力が、地域における共同利用の状況、農作業の受委託の状況等を勘案したうえで、過大なものであると認められるとき
- ・ 対象とする乗用貨物車が、次のいずれかに該当するとき
ア 当該乗用貨物車が農業経営に必要なものではないことが認められるとき
イ 当該乗用貨物車が専ら農業経営の用に供されるものでないことが認められるとき 等

（公財）農林水産長期金融協会による農業制度資金への利子助成について

(<http://www.nokinkyo.or.jp/>)

○ 事業概要

認定農業者が経営改善を図るために借り入れる農業近代化資金及びスーパーL資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施しています。

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

- ・ 対象資金 認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通した農業近代化資金又はスーパーL資金
- ・ 助成率 貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）
- ・ 助成期間 貸付当初5年間
- ・ 対象限度額 農業近代化資金 2億円、スーパーL資金【個人】3億円・【法人】10億円

○ 担い手経営発展支援金融対策事業

- ・ 対象資金 規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者等の認定農業者に融通した農業近代化資金、スーパーL資金
- ・ 助成率 貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）
- ・ 助成期間 貸付当初から5年間
※農業近代化資金は、6年目以降も償還終了までの間、スーパーL資金並の金利となる負担軽減措置あり
- ・ 対象限度額 農業近代化資金 2億円、スーパーL資金【個人】6億円・【法人】20億円

日本政策金融公庫資金

主なものに、農業経営基盤強化資金（スーパーL）、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金等があります。

スーパーL資金は、農地取得費も貸付可能な、長期の融資です。

令和7年4月1日現在

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (認定農業者向け)	①農地、施設、機械等の取得費、初期的経営費 ②償還負担の軽減	1.15～ 1.70% ※	個人 3億円 法人 10億円 ※特認等の適用により増加	25年以内 (10年以内)
経営体育成強化資金 (その他担い手向け)	①農地、施設、機械等の取得費、初期的経営費 ②償還負担の軽減	1.70%	次の1～3の合計額 ただし、個人 1.5億円 法人 5億円が上限 1. 経営改善資金：事業費の80% 2. 再建整備資金 個人 1,000～2,500万円 法人 4,000万円 3. 償還円滑化資金 経営改善期間中に支払われるべき 既往借入金等負債の合計額	25年以内 (3年以内)
農林漁業セーフティネット 資金 [農業部門]	①災害により被害を受けた 経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく処分や行政 指導による経済的損失 ③売上や所得の大幅な減少 ④本人の責めに帰さない理 由による経営の悪化 (取引先の破綻等)	1.15～ 1.65%	一般 600万円 ※特認 年間経営費等の6/12以内(簿記記帳を 行っており、特に必要と認められる場合)	15年以内 (3年以内)

※…目標地図に位置付けられた等の認定農業者者が借り入れる場合、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成(最大2%)により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けられる場合があります。

**日本政策金融公庫資金は、この他にもあります。
詳しくは、甲府支店にお問い合わせください。**



貸付金利情報などは日本公庫HPでもご覧いただけます。

<https://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

山梨県農業災害対策資金

自然災害による被害を受けた農業者等のための山梨県独自の資金です。

令和7年4月1日現在

貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
暴風雨、豪雨等の災害により農作物等に被害を生じた場合に利用できます。 (当該資金の発動には一定の要件(※1)があります。)	災害により損失を受けた農業者等 (一定の条件(※2)を満たす必要があります。)	0% ※3	個人：500万円 法人：500万円	償還期間：5年以内 (据置期間：1年以内) ※復旧資金の場合 償還期間：10年以内 (据置期間：3年以内)

※1 被害面積が被害地域の耕地面積の5%を超えるもの等

※2 被害認定の基準については、被災農業者の被災前5年間の各年の収量及び農業所得額について、最大及び最小の年をいた各年の合計額を3で除して得た額と比較して、減収量が30パーセント以上であり、かつ減収による損失額が10%以上である場合

※3 県で1%、市町村で1%を限度に負担し、超過分の利率については融資機関で負担

負債整理関係資金

既存債務の負担を軽減するための借換資金です。

令和7年4月1日現在

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	融資機関
農業経営負担軽減支援資金	営農負債(制度資金等で、貸付利率が年5%以下のものは除く)の借換に必要な資金	農業経営改善計画を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれる者等 ※別途、要件あり	1.70%	営農に必要な資金を借りたために生じた負債の残高	償還期間：10年以内 (据置期間：3年以内) ※特認の場合 償還期間：15年以内 (据置期間：3年以内)	農協等
経営体育成強化資金 (償還負担軽減資金)	〔再建整備資金〕 営農負債(制度資金を除く)の整理に必要な資金 〔償還円滑化資金〕 農業制度資金の円滑な支払いに必要な資金	認定農業者以外の担い手農業者 ※別途、要件あり	1.70%	個人 1,000万円 法人 4,000万円 経営改善期間中に支払われるべき既往借入金等負債の合計額	償還期間：25年以内 (据置期間：3年以内)	日本政策金融公庫

※経営体育成強化資金(償還負担軽減資金)は、農業経営負担軽減支援資金では対応が困難な場合に貸し付けられる資金です。

※この他にも、大家畜・養豚特別支援資金という償還負担の軽減のための借り換え資金(営農負債が対象)があります。



借入申込みから貸付決定までの流れ

○農業近代化資金

○日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金・経営体育成強化資金・農業改良資金・青年等就農資金）

借入の手続き

書類の準備や審査に一定の期間がかかりますので、資金の必要時期にあわせて、早めに相談してください。

①融資一覧で利用可能な資金、融資機関を確認

②融資窓口への問い合わせ（利用可否、書類等の確認）

③申込書を融資機関の窓口に提出

④融資機関による融資可否の決定

⑤借用証書などの作成、貸付実行

融資審査
（約1ヶ月半）

融資決定までの流れ

④は、認定新規就農者が資金を借り入れる場合に必要の手続きです。
⑦は、農業近代化資金を借り入れる場合に必要の手続きです。
⑧は、農業改良資金を借り入れる場合に必要の手続きです。

①借入申込希望書の提出

借入希望者

⑨貸付決定

窓口機関
（農協、銀行、公庫
等の金融機関）

②借入申込
希望書の写し

③経営改善資金計
作成、画書の
提出

⑤借入申込書の提出指示

⑥借入申込書の提出

融資機関
（農協、銀行、公庫等の金融機関）

融資審査

融資検討会

④-1意見書作成依頼

④-2意見書送付

⑦-1 利子補給承認申請

⑦-2 承認通知

⑧-1 農業改良資金
貸付資格認定申請

⑧-2 資格認定通知

県（地域普及センター）

農業制度資金の借りにあたっては、次の点にご注意ください。

①事業計画等の作成

- ・制度資金を借りに入れる際は、経営改善資金計画書等の事業計画を作成する必要があります。
- ・経営改善資金計画等については、認定農業者や認定新規就農者等になる際の農業経営改善計画や青年等就農計画との整合性、計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等につき審査が行われます。
- ・借入額が高額になる場合等、慎重な審議が必要と判断される場合は、市町村の特別融資制度推進会議で審査を行う場合もありますので、資金の必要な時期を考慮し、早めの手続きをお願いします。

②農業制度資金の特徴について

- ・国、県等が利子助成等を行うものですので、関係法令等を遵守してください。
- ・つなぎ融資として利用することはできません。（補助残融資には利用できます）
- ・事前着工や既に完了している事業への貸付は認められません。
（詳しくは、山梨県農業近代化資金融通措置要綱別記2「利子補給の決定等の基準」等を参照）
- ・同一の融資対象事業に2つ以上の制度資金を併用することはできません。
- ・借入当初5年間は、一定の要件のもと、無利子で融資を受けられますが、約定償還日に返済ができなかった場合は、違約金等が発生しますので、ご注意ください。

③融資の可否について

- ・融資にあたっては、融資機関が計画の内容や返済の実効性等につき審査を行い可否を判断します。
- ・具体的には、これまでの経営状況（経営者の能力、収支実績、既貸付金の償還状況）や計画の達成確実性（現在の技術レベルに見合っているか）、収益の見通し（単収単価等に無理がないか、需給・価格動向がある程度変動しても償還が可能か）を中心に審査が行われます。

④機械等の故障により、すぐにでも代用品が必要な場合

- ・500万円以下の融資であれば、直近の農業所得が黒字で、簿記記帳等を行っている等の要件を満たせば、最速1週間以内で融資可否の判断を行う「クイック融資」等の制度もあります。
- ・この場合でも、実際の融資は1週間以上の期間を要しますので、ご注意ください。

⑤償還期間（据置期間）について

- ・各資金ごとに定められた償還期間（据置期間）は、貸付対象施設・設備等の耐用年数等を考慮して設定されます。なお、据置期間中は、利息のみの支払いとなります。

⑥計画の変更等について

- ・当初に計画した事業の支払い以外の用途に使用することはできませんので、当初の計画を変更する場合は、必ず事前に融資機関に相談し、直ちに所定の手続きを行ってください。
- ・目的外使用が判明した時点で、直ちに全額繰上償還となり、利子助成補助金も返還となります。

⑦経理について

- ・事業の経理状況を明確にするために、資金の借りに入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別口座（利息のつかない口座）を開設してください。
- ・事業にかかる支払いは、原則、口座振替で行い、領収書等関係書類については償還が終了するまで、大切に保管してください。

⑧事業が完了したら

- ・事業完了後、実績報告が必要な資金は速やかに実績報告書を提出し、実績事業費の減少によって既貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等の所定の手続きを行ってください。

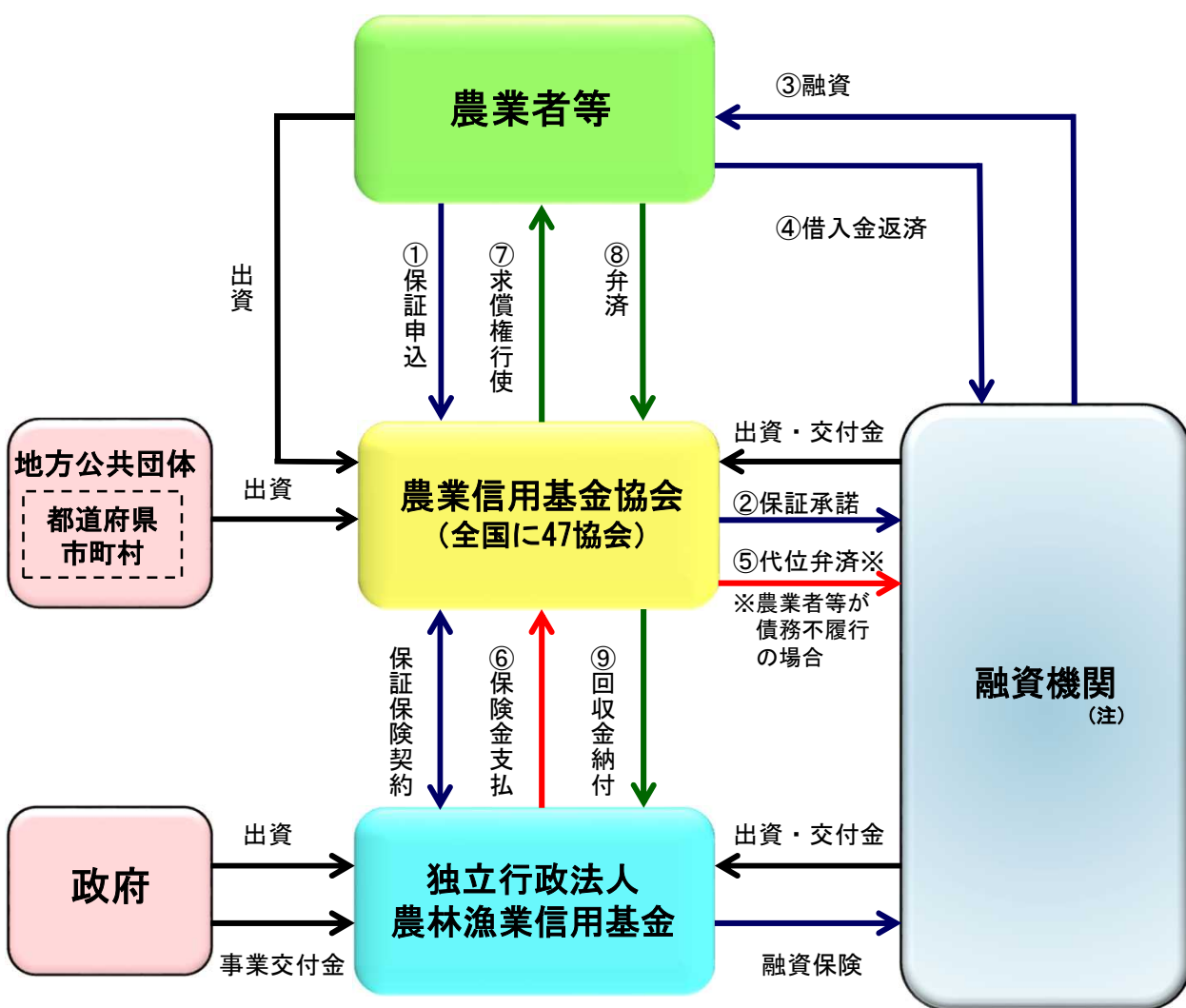
農業信用保証保険制度の概要

農業者等の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようにするため、農業信用保証保険制度が設けられています。

具体的には、全国の農業信用基金協会（略称「基金協会」）が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が行う保証保険により補完する仕組みとなっています。

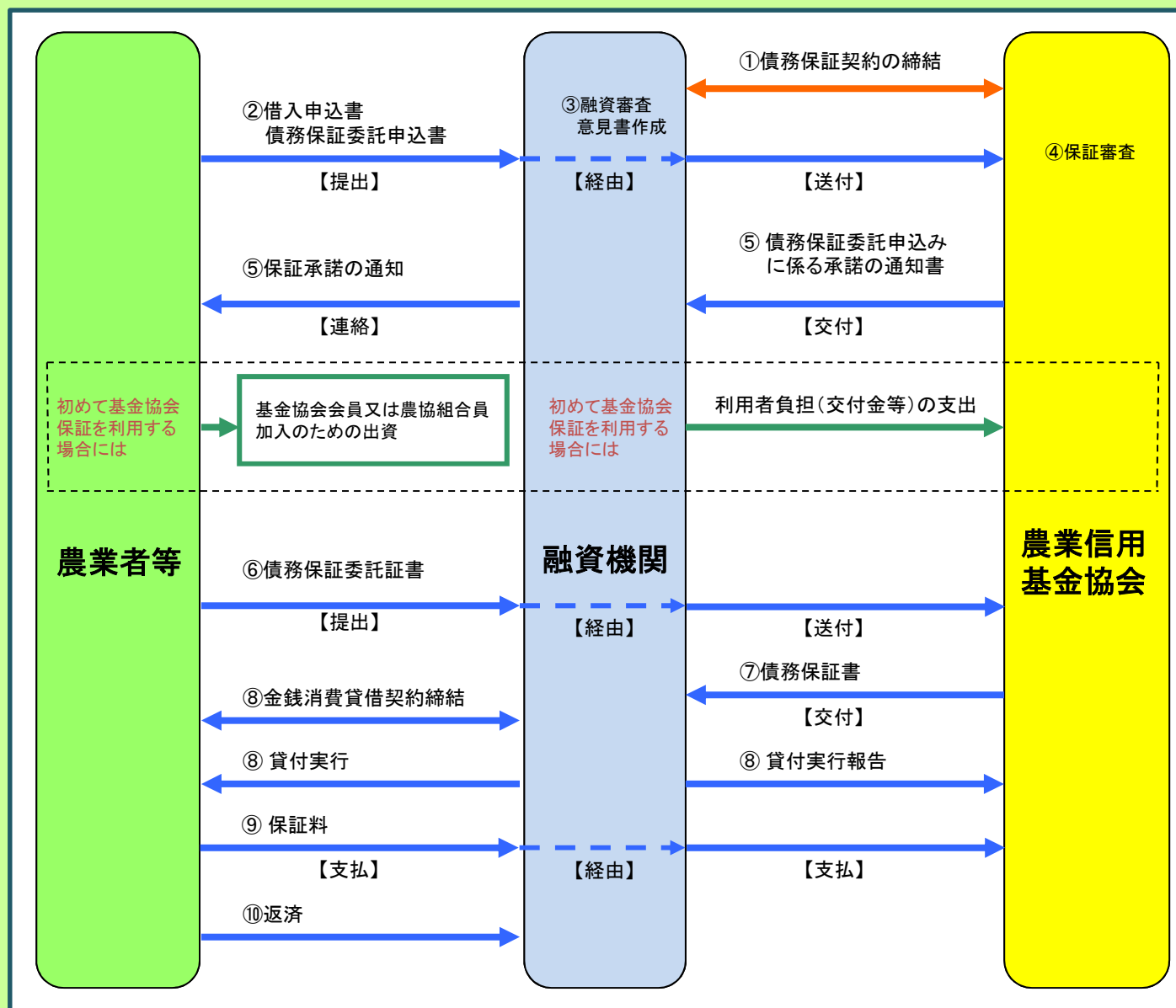
また、信用基金は、融資機関の大口貸付等について基金協会の保証で対応が困難な場合に、直接保険引受をする融資保険も行っています。

農業信用保証保険制度のしくみ



(注) 融資機関は、農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、㈱商工組合中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会です。

農業信用基金協会の債務保証の利用手続き



- ① 基金協会は、保証業務を運営するために必要な事項について、融資機関とあらかじめ基本契約（「債務保証契約」という。）を締結します。
- ② 農業者等は、借入の申込みの際に、融資機関を通じ「債務保証委託申込書」を提出します。
- ③ 融資機関は、「債務保証委託申込書」に、意見書を添付して、基金協会に送付します。
- ④ 基金協会は、委託申込書を受理後すみやかに審査し、また必要に応じて実地に調査をします。
- ⑤ 基金協会は、保証の承諾を決定した時は、融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、申込みのあった農業者等に承諾の通知をします。承諾しない場合も、その旨、融資機関と農業者等に通知します。
- ⑥ 農業者等が、保証付融資を受けようとするときは、「債務保証委託証書」を基金協会に提出します。
- ⑦ 基金協会は、農業者等から「債務保証委託証書」を受理したときは、「債務保証書」を融資機関に交付します。
- ⑧ 融資機関は、農業者等と金銭消費貸借契約を締結し、「債務保証書」に基づいて、融資を行います。融資をした際、基金協会にその旨を通知します。
- ⑨ 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑩ 農業者等は返済条件に基づき、融資機関に借入金を返済します。

農業制度資金についての問い合わせ先等

問い合わせ先一覧

融資機関名	支店名等	電話番号等	取扱い資金
農業協同組合	https://www.ja-yamanashi.or.jp/?ja=yamanashi		・農業近代化資金 ・農機ハウスローン 等
(株)山梨中央銀行	https://www.yamanashibank.co.jp/tenpolist/		・農業近代化資金 等
都留信用組合	https://www.tsurushinkumi.co.jp/store/list.html		
甲府信用金庫	https://www.kofushinkin.co.jp/11eigyo/tenpo.html		
山梨県民信用組合	https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp/branch/index.html		
(株)日本政策金融公庫	甲府支店（農林水産事業）	055-228-2182（直通）	・スーパーL資金 ・青年等就農資金 ・農業改良資金 ・経営体育成強化資金 等

債務保証機関名	課名等	電話番号等	HPアドレス
山梨県農業信用基金協会	総務課 業務課	055-223-3600（直通） 055-223-3601（直通）	https://yamanashi-afa.jp/

県機関名	担当名	電話番号	担当地域
中北農務事務所	担い手育成第一担当	0551-23-3292（直通）	韮崎市・北杜市
	担い手育成第二担当	0551-23-3291（直通）	甲府市・南アルプス市・ 甲斐市・中央市・昭和町
峡東農務事務所	担い手育成第一担当	0553-20-2707（直通）	山梨市・甲州市
	担い手育成第二担当		笛吹市
峡南農務事務所	担い手育成担当	055-240-4116（直通）	市川三郷町・富士川町・ 早川町・身延町・南部町
富士・東部農務事務所	担い手育成担当	0554-45-7806（直通）	富士吉田市・都留市・ 大月市・上野原市・ 富士河口湖町・西桂町・ 道志村・忍野村・山中湖村・ 鳴沢村・小菅村・丹波山村
山梨県就農支援センター	就農支援マネージャー	055-223-5747（直通）	県内全域
農政部農業技術課	普及教育・資金担当	055-223-1616（直通）	県内全域

注意事項

- ・このパンフレットには、代表的な制度資金のみ掲載していますので、実際の借入れをご希望の場合には、最寄りの農業協同組合、(株)山梨中央銀行、都留信用組合、日本政策金融公庫甲府支店、市町村の担当課、農務事務所等にご相談ください。
- ・融資まで時間がかかることがありますので、早めにご相談ください。
- ・融資審査は、返済能力などを考慮し、総合的に判断します。借入れのご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

